

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機防災用窒素ガス注入装置軸受室注入用圧力調整弁後弁の弁蓋合せ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	給水復水系用酸素注入装置注入酸素ガス流量計の出口弁（2台）にハンドルの外れが認められたため、ハンドルを取付	D	
3	2号機	高圧復水ポンプ（C）軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該振動測定装置を点検・修理	D	
4	2号機	プロセス計算機保守用プリンタに紙詰まりが認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系原水受入流量制御弁の制御用信号変換器下部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	活性炭ホールドアップ建屋屋上の架台昇降用手摺の一部に腐食による脱落等が認められたため、当該部を交換	D	
7	4号機	気体廃棄物処理系排ガス小流量弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
8	5号機	第3給水加熱器（A）の入口ドレン弁（1次弁及び2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	5号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン（B）の入口ダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
10	集中環境施設	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）において、検査要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂し検査を実施	D	
11	集中環境施設	純水補給水系純水供給ポンプ（B）の出口配管ドレン弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	その他	水処理設備排水用ブロワのVベルト（2本中、1本）にひびの発生が認められたため、当該ベルトを交換	D	
13	その他	使用済燃料共用プール設備建屋換気空調系非常用電気品エリア（B）の排気ダンパに過負荷状態を示す警報の発生が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで